

提出者記入欄

年 月 日 提出

月給者

時給者

事業所
記号

事業所
所在地

事業所
名称

事業主
氏名

電話番号

締日

支払日

締日

支払日

社会保険労務士記載欄

氏名等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月				⑮ 備考
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		④ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑮ 平均額	決定後標準報酬月額			
		⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額				⑮ 平均額			⑮ 修正平均額	
1	①		②		③		④				⑮ 1.70歳以上 2.二以上勤務 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6.短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8.年間平均 9.その他 ()
	⑤		⑥		⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧遡及支払額		⑮		
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計				
	4月	日	円	円	円		円				
	5月	日	円	円	円		円				
2	①		②		③		④				⑮ 1.70歳以上 2.二以上勤務 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6.短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8.年間平均 9.その他 ()
	⑤		⑥		⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧遡及支払額		⑮		
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計				
	4月	日	円	円	円		円				
	5月	日	円	円	円		円				
3	①		②		③		④				⑮ 1.70歳以上 2.二以上勤務 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6.短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8.年間平均 9.その他 ()
	⑤		⑥		⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧遡及支払額		⑮		
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計				
	4月	日	円	円	円		円				
	5月	日	円	円	円		円				
4	①		②		③		④				⑮ 1.70歳以上 2.二以上勤務 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6.短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8.年間平均 9.その他 ()
	⑤		⑥		⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧遡及支払額		⑮		
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計				
	4月	日	円	円	円		円				
	5月	日	円	円	円		円				
5	①		②		③		④				⑮ 1.70歳以上 2.二以上勤務 3.月額変更予定 4.途中入社 5.病休・育休・休職等 6.短時間労働者(特定適用事業所等) 7.パート 8.年間平均 9.その他 ()
	⑤		⑥		⑦昇(降)給 1.昇給 2.降給		⑧遡及支払額		⑮		
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)		⑭総計				
	4月	日	円	円	円		円				
	5月	日	円	円	円		円				

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

首都圏デジタル産業健康保険組合

年 月 日 提出

事業所記号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

提出者記入欄

1.この通知の内容について不明な点は、当健康保険組合までお問い合わせください。また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求のあった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

2.この通知を受けとったら、すみやかに決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。被保険者に通知したときは、その旨を明らかにするため備考欄に当該被保険者の押印を求めています。

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑧ 備考								
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額										
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額									
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖

首都圏デジタル産業健康保険組合

この届書は、毎年、7月1日現在に被保険者である方(6月1日以降に新たに資格取得された方等を除く)について、その年の9月分から(調査を同時に実施するため、指定日がある場合を除く)適用される標準報酬月額を決定するためにご提出いただくものです。
提出期間は、毎年、7月1日～10日まで。

業務の性質上4月～6月の報酬が例年その他の月と比較し著しく変動する場合は、年間報酬の平均で算定することができます。
年間報酬の平均で算定を希望する場合には、別途、申立書・同意書等が必要になります。

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時に付された記号を記入してください。

事業所 記 号		1	1	1	1
------------	--	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出された被保険者整理番号を、必ず記入してください。
- ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のように記入してください。
【元号】 5. 昭和 7. 平成 9. 令和
【記入例】 昭和63年5月3日の場合 ③ 5-630503
- ⑦昇(降)給：4月～6月の支払期において、昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。
- ⑧遡及支払額：4月～6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分を記入してください。
- ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数を記入してください。
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いて記入してください。
※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。
- ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについて記入してください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)を記入してください。
- ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額を記入してください。
- ⑭総計：「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計した金額を記入してください。
※「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計してください。
- ⑮平均額：「⑭総計」で算出した金額を、「⑩給与計算の基礎日数」が17以上の月数で除して得た金額を記入してください。算出した平均額は、1円未満を切捨ててください。
※「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15以上の月数で除してください。
- ⑯修正平均額：遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。
- ⑰備考：「1.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3.途中入社」には、給与の支払い対象となる期間の途中から資格取得したことにより1カ月分の給与が支給されない場合に○で囲み、「8.その他」に入社(資格取得)年月日をご記入ください。(1カ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除きたい月が算定の対象となります。)
「4.病休・育休・休職等」に該当する場合は○で囲み、その期間について「9.その他」にご記入ください。
「5.短時間労働者」「6.パート」に該当する場合は○で囲んでください。
「7.年間平均」での算定を希望する場合は○で囲み、申立書・同意書等の添付書類をご提出ください。
以下に該当する場合は、「⑰備考」欄の「8.その他」を○で囲み、()内にその内容をご記入ください。
7月1日時点ですでに退職している場合 ⇒(例:6月30日退職)
算定の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合
⇒(例:5月に短時間労働者へ区分変更の場合、「5/1→ 短時間労働者」と記入)

お知らせ

- この届書により決定された標準報酬月額は、その年の9月分保険料(10月納付分)から適用となります。
- 7月、8月、9月改定の月額変更に応ずる場合は、この算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、『被保険者報酬月額変更届』を必ずご提出ください。(「⑰備考」欄の「3.月額変更予定」を○で囲んでください。)
- 「⑩給与計算の基礎日数」が17日(または15日・11日)以上の月が1月もない場合は、従前の標準報酬月額により決定することになります。
- 年間報酬の平均で算定することを申立している場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等』に記入した「修正平均額」を「⑰修正平均額」欄にご記入ください。
- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- 「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。

給与の支払日を
記載してください。

受付印

1年7月1日提出

月給者

時給者

締日	支払日
末	当 20 日

締日	支払日
末	当 末 日

提出者記入欄

事業所 記号	1111
事業所 所在地	〒220-0004 横浜市西区北幸2-10-39 日総第5ビル7階
事業所 名称	株式会社 ○○○○○○
事業主 氏名	代表取締役 健保 一郎
電話番号	○○○ (○○○○) ○○○○

社会保険労務士記載欄

氏名等

項目名

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前の改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考
	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額		⑫ 現物によるものの額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		⑯ 修正平均額		⑰ 決定後標準報酬月額		
1	① 18		② 組合 一郎		③ 5-210624		④ 1 年 9 月		⑤ 110 千円		⑥ 30 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額 月 円		⑩ 1. 70歳以上 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 4 月	⑩ 19 日	⑪ 125,200 円	⑫ 0 円	⑬ 125,200 円		⑭ 254,300 円		⑮ 127,150 円		⑯ 126 千円						
	5 月	13 日	118,800 円	0 円	-		127,150 円		126 千円								
	6 月	20 日	129,100 円	0 円	129,100 円		126 千円										
2	① 40		② 健保 花子		③ 5-631025		④ 1 年 9 月		⑤ 200 千円		⑥ 30 年 9 月		⑦ 昇(降)給 ① 昇給 ② 降給		⑧ 遡及支払額 月 円		⑩ 1. 70歳以上 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 (現物:定期)
	⑨ 4 月	⑩ 31 日	⑪ 206,000 円	⑫ 4,600 円	⑬ 210,600 円		⑭ 655,800 円		⑮ 218,600 円		⑯ 220 千円						
	5 月	30 日	224,000 円	4,600 円	228,600 円		218,600 円		220 千円								
	6 月	31 日	212,000 円	4,600 円	216,600 円		216,600 円		220 千円								
3	① 50		② 健保 五郎		③ 5-291213		④ 1 年 9 月		⑤ 118 千円		⑥ 30 年 9 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額 月 円		⑩ 1. 70歳以上 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 4 月	⑩ 16 日	⑪ 124,800 円	⑫ 0 円	⑬ 124,800 円		⑭ 366,600 円		⑮ 122,200 円		⑯ 126 千円						
	5 月	15 日	117,000 円	0 円	117,000 円		122,200 円		126 千円								
	6 月	16 日	124,800 円	0 円	124,800 円		126 千円										
4	①		②		③		④ 年 9 月		⑤ 千円		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額 月 円		⑩ 1. 70歳以上 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円		⑯ 千円						
	5 月	日	円	円	円		円		円		千円						
	6 月	日	円	円	円		円		円		千円						
5	①		②		③		④ 年 9 月		⑤ 千円		⑥ 年 月		⑦ 昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧ 遡及支払額 月 円		⑩ 1. 70歳以上 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他 ()
	⑨ 4 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円		⑯ 千円						
	5 月	日	円	円	円		円		円		千円						
	6 月	日	円	円	円		円		円		千円						

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

首都圏デジタル産業健康保険組合